

○福岡市科学館条例施行規則

平成29年 2 月13日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市科学館条例（平成27年福岡市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 福岡市科学館（以下「科学館」という。）の開館時間は、午前 9 時30分から午後 9 時30分までとする。

2 次の各号に掲げる施設を供用する時間（以下「供用時間」という。）は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本展示室 午前 9 時30分から午後 6 時まで（福岡市小・中学校管理規則（昭和33年福岡市教育委員会規則第 1 号。以下「小・中学校管理規則」という。）第 3 条第 1 項第 4 号に規定する夏季休業日（以下「夏季休業日」という。）は、午前 9 時30分から午後 7 時まで）

(2) ドームシアター 午前 9 時30分から午後 6 時30分まで（条例第 5 条第 1 項の規定によりドームシアターを利用しようとするについて許可する場合は、午前 9 時から午後10時まで）

(3) 企画展示室 午前 9 時30分から午後 6 時まで（夏季休業日は、午前 9 時30分から午後 7 時まで、条例第 5 条第 1 項の規定により企画展示室を利用しようとするについて許可する場合は、午前 9 時から午後10時まで）

(4) サイエンスホール 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで（条例第 5 条第 1 項の規定によりサイエンスホールを利用しようとするについて許可する場合は、午前 9 時から午後10時まで）

(5) 前各号以外の諸室 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、開館時間又は供用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 次に掲げる日を除く毎週火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）

ア 小・中学校管理規則第3条第1項第3号から第6号までに掲げる休業日（次号に掲げる日を除く。）

イ 4月29日から5月5日まで

- (2) 12月28日から翌年1月1日まで

(利用の許可等)

第4条 条例第5条第1項の規定によりドームシアター、企画展示室及びサイエンスホール（以下「ドームシアター等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、福岡市科学館施設利用許可申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、ドームシアター等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の9月前の月において市長が指定する日から利用日の前日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による申請に対する許可は、福岡市科学館施設利用許可書（様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3）を交付して行うものとする。

(利用期間)

第5条 ドームシアターの利用は引き続き3日を、サイエンスホールの利用は引き続き4日を超えては許可しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間)

第6条 ドームシアター等の利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」とい

う。)が利用の許可を受けた時間(以下「利用時間」という。)には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の超過)

第7条 利用時間の超過は、午前7時から午後12時までの間において科学館の運営上支障がないと認める場合にのみ許可をする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午前零時から午前7時までの間においても許可することができる。

(利用の取り止め)

第8条 許可利用者が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ、福岡市科学館施設利用取り止め届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(図書等の利用)

第9条 科学館の図書その他の物品の利用に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

(付属設備の利用料金)

第10条 条例別表第2備考第2項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第11条 指定管理者は、条例第13条第3項に規定する利用料金の額の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の心得)

第12条 科学館を利用しようとする者又は利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 科学館の施設、付属設備、展示品等(以下「施設等」という。)を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけないこと。

- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 科学館内で喫煙をしないこと。
 - (5) 許可なく動物（盲導犬その他市長が別に認めるものを除く。）又は危険物を持ち込まないこと。
 - (6) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
 - (7) 科学館内を不潔にしないこと。
 - (8) 許可なく壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
 - (9) 施設等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所に返還すること。
 - (10) 科学館の管理上設けた施設で一般の利用に供していない場所に立ち入らないこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、科学館の管理の業務に従事する者が管理上の必要から行う指示又は指導に従うこと。
- 2 許可利用者（団体にあつては、その代表者）は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
 - (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
 - (3) 当該施設の利用者に前項各号に規定する事項を守らせること。
 - (4) 前号の規定の実施のために行った指導等に従わない者に対して、当該施設への入場を拒み、退場を求めその他必要な措置をとること。

（特別な設備の承認等）

第13条 許可利用者が条例第8条第1項の承認を受けようとする場合は、福岡市科学館特別設備設置承認申請書（様式第5号）に当該設備に係る工事等の内容を具体的に示す書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、特別な設備の承認をした場合は、福岡市科学館特別設備設置承認書（様式第6号）を当該許可利用者に交付するものとする。

（届出）

第14条 利用者は、施設等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、直ちにその旨を科学館の管理の業務に従事する者に届け出なければならない。

(指定管理者の公募の公告)

第15条 条例第14条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる科学館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第14条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(指定の申請)

第16条 指定の申請は、市長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体の全ての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないこととすることができる。

(指定の期間)

第17条 指定管理者の指定の期間は、15年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第18条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第8号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第19条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる科学館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第16条第2項において準用する条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた科学館の名称及び所在地
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下同じ。）には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として市長が定めるもの

2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。

3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）10営業日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
（指定管理者に関する読替え）

第21条 条例第12条第1項の規定により科学館の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項及び第8条	市長	指定管理者
別記様式第1号から様式第3号まで	福岡市長	指定管理者

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。附 則（令和元年9月30日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡市科学館条例施行規則別記様式第1号から様式第2号の3までの規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市科学館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整

をして使用することができる。

別表

1 ドームシアター

種別	品名	単位	金額
映像設備			円
	プラスワンプロジェクター	1台1時間につき	720
音響設備	ステージ用音響ミキサー	1式1時間につき	630
	ステージ用モニタースピーカー	1台1時間につき	250
	CDプレイヤー	1台1時間につき	200
	メモリーオーディオプレイヤー	1台1時間につき	200
	ワイヤレスハンドマイク	1チャンネル1時間につき	380
	コンデンサーマイク	1本1時間につき	200
	ダイナミックマイク	1本1時間につき	80
照明設備	照明用ミキサー	1式1時間につき	630
	スポットライト	1台1時間につき	60
	ステージ照明	1台1時間につき	250
	コンセント	1kW1時間につき	40

2 企画展示室

種別	品名	単位	金額
映像設備			円
	プロジェクター	1台1日につき	8,670
	スクリーン（移動式）	1枚1日につき	5,010
音響設備	ステージPAセット（ワイヤレスマイク（ハンド型）1本付）	1式1日につき	5,070

	ワイヤレスマイク（ハンド型）	1チャンネル1日につき	4,560
	ダイナミックマイク（ハンド型）	1本1日につき	1,020
その他	机	1脚1日につき	240
	椅子	1脚1日につき	180
	スタンドパネル（パーティション）	1枚1日につき	960
	ホワイトボード	1台1日につき	510
	コンセント	1kW1日につき	510

3 サイエンスホール

種別	品名	単位	金額
音響設備			円
	拡声装置	1式	2,530
	ステージスピーカー	1対	1,000
	プレイヤー	1台	800
	レコーダー	1台	1,670
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520
	コンデンサーマイク	1本	800
	ダイナミックマイク	1本	340
照明設備	アッパーホリゾントライト(100W)	1式	1,000
	ロアーホリゾントライト(100W)	1式	1,000
	ピンスポットライト(1kW)	1台	1,670
	スポットライト(115W)	1台	260
	ミニブルライト	1台	800
	ディスクエフェクト	1台	800

	スパイラルエフェクト	1台	800
	スライドエフェクト	1台	800
	波エフェクト	1台	800
	ストロボライト	1台	800
	ミラーボール	1台	800
舞台設備	所作台	1式	4,960
	平台	1枚	170
	箱馬	1個	60
	演台	1組	800
	金屏風	1双	1,200
	毛せん	1枚	170
	上敷	1枚	170
	譜面台	1台	60
	指揮者用譜面台	1台	60
	ホワイトボード	1台	170
	ピアノ	1台	5,080
	机	1脚	80
	椅子	1脚	60
その他	プロジェクター	1台	2,890
	4Kプロジェクター	1台	97,200
	スクリーン（移動式）	1枚	1,670
	300インチ電動スクリーン（固定式）	1枚	3,000
	BD／DVDプレイヤー	1台	800
	コンセント	1kW	170

様式第1号

(ドームシアター用)

福岡市科学館施設利用許可申請書									
(宛先)福岡市長 申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)						申請年月日	年	月	日
						受付年月日	年	月	日
						許可年月日	年	月	日
						許可番号	号		
						予約番号	号		
福岡市科学館の施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	利用時間	開催時間			区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	時間	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	時間	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	時間	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他()				小計	円	円		
入場料の有無	あり(最高 円)・なし				合計	円			
					収入確認印				
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)				
利用(入場)予定数	人			うち出演予定数	人				
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格		数量				
本市共催・後援 担当課副申欄	(本市等が負担する経費の額 円) ○本市等が経費の一部を負担して共催(後援)することに相違ありません。 年 月 日 課 長 印								
備考									

(注) 1 太線内は記入しないでください。

2 付属設備を使用する場合は別紙「付属設備使用料明細書」を提出してください。

3 本市が経費の一部を負担して共催又は後援する場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。

様式第1号の2

(企画展示室用)

福岡市科学館施設利用許可申請書									
(宛先)福岡市長 申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)						申請年月日	年	月	日
						受付年月日	年	月	日
						許可年月日	年	月	日
						許可番号	号		
						予約番号	号		
福岡市科学館の施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	利用日数	開催時間			区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	日	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	日	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	日	開場 時 分 開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分			施設	円	円		
					付属設備	円	円		
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券・その他()				小計	円	円		
入場料の有無	あり(最高 円)・なし				合計	円			
					収入確認印				
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)		販売品 あり なし	(内容)			
利用(入場)予定数	人			うち出演予定数	人				
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格			数量			
本市共催・後援 担当課副申欄	(本市等が負担する経費の額 円) ○本市等が経費の一部を負担して共催(後援)することに相違ありません。 年 月 日 課 長 印								
備考									

(注) 1 太線内は記入しないでください。

2 付属設備を使用する場合は別紙「付属設備使用料明細書」を提出してください。

3 本市が経費の一部を負担して共催又は後援する場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。

様式第1号の3

(サイエンスホール用)

福岡市科学館施設利用許可申請書									
(宛先)福岡市長 申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)						申請年月日	年	月	日
						受付年月日	年	月	日
						許可年月日	年	月	日
						許可番号	号		
						予約番号	号		
福岡市科学館の施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	使用区分	開催時間		区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額			
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他()			小計	円	円			
				合計	円				
入場料の有無	あり(最高 円)・なし			収入確認印					
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)				
利用(入場)予定数	人		うち出演予定数	人					
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格		数量				
本市共催・後援 担当課副申欄	(本市等が負担する経費の額 円) ○本市等が経費の一部を負担して共催(後援)することに相違ありません。 年 月 日 課 長 印								
備考									

(注) 1 太線内は記入しないでください。

2 付属設備を使用する場合は別紙「付属設備使用料明細書」を提出してください。

3 本市が経費の一部を負担して共催又は後援する場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。

様式第2号

(ドームシアター用)

福岡市科学館施設利用許可書									
申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)					申請年月日	年	月	日	
					受付年月日	年	月	日	
					許可年月日	年	月	日	
					許可番号	号			
					予約番号	号			
次のとおり福岡市科学館の施設の利用を許可します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。									
福岡市長 印									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	利用時間	開催時間		区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額			
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	時間	開場 時 分	施設	円	円				
		開始 時 分							
		終了 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	時間	閉場 時 分	付属設備	円	円				
		開場 時 分							
		開始 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	時間	終了 時 分	施設	円	円				
		閉場 時 分							
		開始 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	時間	閉場 時 分	付属設備	円	円				
		開場 時 分							
		開始 時 分							
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他()			小計	円	円			
				合計	円				
入場料の有無	あり(最高 円)・なし			収入確認印					
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)				
利用(入場)予定数	人		うち出演予定数	人					
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格		数量				
許可条件									
備考									

様式第2号の2

(企画展示室用)

福岡市科学館施設利用許可書									
申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)					申請年月日	年	月	日	
					受付年月日	年	月	日	
					許可年月日	年	月	日	
					許可番号	号			
					予約番号	号			
次のとおり福岡市科学館の施設の利用を許可します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。									
福岡市長 印									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	利用日数	開催時間		区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額			
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	日	開場 時 分	施設	円	円				
		開始 時 分							
		終了 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	日	閉場 時 分	付属設備	円	円				
		開場 時 分							
		開始 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	日	終了 時 分	施設	円	円				
		閉場 時 分							
		開始 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	日	終了 時 分	付属設備	円	円				
		閉場 時 分							
		開始 時 分							
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券・その他()			小計	円	円			
				合計	円				
入場料の有無	あり(最高 円)・なし			収入確認印					
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)				
利用(入場)予定数	人		うち出演予定数	人					
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格		数量				
許可条件									
備考									

様式第2号の3

(サイエンスホール用)

福岡市科学館施設利用許可書									
申請者 所在地(住所) 団体名(氏名) 代表者氏名 (電話) 連絡担当者 (電話)					申請年月日		年 月 日		
					受付年月日		年 月 日		
					許可年月日		年 月 日		
					許可番号		号		
					予約番号		号		
次のとおり福岡市科学館の施設の利用を許可します。 なお、利用に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。									
福岡市長 印									
利用目的 (事業名・内容)									
主催・共催・後援者名									
利用日時	使用区分	開催時間		区分	利用料金 金額	追加利用料金 金額			
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 18:00~22:00 ☐ 9:00~17:00 ☐ 13:00~22:00 ☐ 9:00~22:00	開場 時 分		施設	円	円			
		開始 時 分 終了 時 分 閉場 時 分							
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券・その他()			小計	円	円			
				合計	円				
入場料の有無	あり(最高 円)・なし			収入確認印					
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり(有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)				
利用(入場)予定数	人		うち出演予定数	人					
持込み機材の使用	機器名		容量又は規格		数量				
許可条件									
備考									

様式第3号

福岡市科学館施設利用取り止め届

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者 所在地(住所)
団体名(氏名)
代表者氏名
連絡先 担当者名
電 話

印

次のとおり利用を取り止めるので、福岡市科学館条例施行規則第8条の規定により提出します。

許 可 年 月 日	年 月 日
利用を取り止める施設又は附属設備	☐ ドームシアター ☐ 企画展示室 ☐ サイエンスホール
利用を取り止める日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
取り止めの理由	
既 納 使 用 料	使用料 円 附属設備使用料 円

備考 申請者の代表者氏名について、本人による署名の場合、押印の必要はありません。

様式第4号

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)福岡市長

指定管理者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

利用料金の額を下記のとおり定めることについて、福岡市科学館条例第13条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第11条の規定により申請します。

記

区分	単位等	利用料金の額	適用

様式第5号

福岡市科学館特別設備設置承認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者 所在地(住所)
団体名(氏名)
代表者氏名
連絡先 担当者名
電 話

印

次のとおり特別な設備を設置することについて、福岡市科学館条例第8条第1項の承認を受けたいので、同条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

施 設 名	
特別な設備の内容及び必要な理由	
工 事 の 概 要	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 申請者の代表者氏名について、本人による署名の場合、押印の必要はありません。

様式第6号

福岡市科学館特別設備設置承認書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付けで申請のあった特別な設備の設置については、次のとおり承認します。

なお、特別な設備の設置に際しては、福岡市科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく福岡市科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。

施 設 名	
特別な設備の内容	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電 話



福岡市科学館について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市科学館条例第14条第2項の規定により申請します。

様式第8号

指定管理者指定書

年 月 日

様

福岡市長



地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり福岡市科学館の指定管理者として指定します。

記

1 指定の内容

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定する期間

2 備考

